

第42回静岡県消費生活審議会 意見一覧（令和3年11月15日）

番号	大柱	意見内容	意見の反映
1	全般	デジタル化が、人間の生活を豊かにするという側面があることについて、Society5.0の理念が計画の中に入っても良い。	第2章3(3)③「デジタル化の進展、電子商取引の拡大」において、国は、デジタル技術を最大限活用して人々の暮らしや社会全体を最適化した未来社会(Society5.0)の実現を目指していること、デジタル化は、人間の生活を豊かにし、消費者の利便性を向上させるものであるため、その特長を生かしつつ、長期的な視野に立って、消費者にとってのリスクや課題に対応する必要がある旨、記載しました。
2	教育	大柱1において、どちらかというところエシカル消費に寄っている。重点施策2として「成年年齢引下げに対応した若者の消費者教育の推進」はあるが、計画が運用される4月からまさに、成年年齢引下げが開始されるので、被害防止をもう少し強調しても良い。	第3章1(2)①「学校等における消費者教育」の冒頭部分において、特に、成年年齢の引下げに対応するため、高校生、大学生、専門学校生を対象とする消費者教育に重点的に取り組む旨、記載しました。
3	教育	食品ロス取組を様々な計画に盛り込んでいただいて、是非進めていただきたいと思うが、衣料廃棄物についても非常に関心が高まっている。若者や、高齢で終活をされている方も、衣類の処分を考える中で、例えば、訪問購入による消費者被害に遭ってしまうこともある。衣料廃棄物についての取組も、基本計画の中で位置付けていただけるとありがたい。	エシカル消費の実践事例として、不要な衣類を購入しないことや、再生繊維を使用した環境にやさしい衣類を購入することなどを呼びかけて参ります。また、「第4次静岡県循環型社会形成計画」においては、衣類ごみ削減の取組を位置づけています。不用品が、ごみにならずに次の所有者に引き継がれたりリメイクされたりすることで、新たな価値と役割が与えられ、循環していく仕組みについて、積極的に広報します。なお、家庭での不用品の処分をきっかけとし、訪問購入等による消費者被害に遭うことがないように、消費者への注意喚起を行います。

4	教育	第3章1(1)②「環境に配慮したライフスタイルの普及啓発」とあるが、例えば、リサイクルできないプラスチック製品については、処分費が値上がりしていたり、お金を出しても処分してもらえない状況がある。メディアやSNS等を活用し、消費者に正しく情報が伝わるようにしていただきたい。	消費者一人ひとりが、必要な情報を確実に受け取ることができるよう、対象者に応じた内容と広報ツールを活用して啓発を行います。市町と連携しながら、広報誌、ホームページ、SNS等の多様な広報ツールを活用した啓発を行うほか、マスメディアでの報道を通じた効果的な広報活動を行います。
5	教育・事業者・連携	事業者教育については法律も絡むので、弁護士、司法書士の領分であり、私たち(消費生活アドバイザー団体)では荷が重いと感じるが、小規模事業者に関しては、通信販売関係の相談が多くある。特商法、消契法を知らないばかりに、癖のある消費者の言いなりになっている状況もある。小工場へ務めた新入社員が狙われることも多く、一人で悩んだり、上司に連れられ、消費者相談に来られることがあり、成人年齢引き下げを控え、非常に心配である。多くの委員から、事業者教育についての意見が出ている現状を県はどう捉えられるのか。	県では、今後、事業者への啓発や注意喚起を強化します。商工会議所、商工会等の事業者団体と連携し、景品表示法等の法令への理解を促進するための研修を実施して参ります。また、事業者団体・労働団体が実施する研修の場を活用し、社会人に対する消費者教育にも取り組みます。成年年齢の引下げに対応するため、特に新社会人の教育を重点的に実施して参ります。
6	教育・被害防止	「アクティブ・シニア」という言葉については、アクティブな方は、その分被害にも遭いやすいということで使用していると思う。このような方は、私共の団体にも入ったり、老人会に来たりして、教育がしやすいと思うが、アクティブでないシニアに対する教育・啓発が抜けているように感じた。	消費者教育、啓発を行う対象を、「アクティブ・シニア」のみに限定するものではないことから、「高齢者」に変更しました。
7	教育・被害防止	「アクティブ・シニア」と呼ばれる元気な高齢者と、見守りが必要な高齢者の間をつなぐ部分について、配慮が必要である。	
8	教育・連携	第3章1(2)④「消費者団体・事業者団体等、多様な主体との連携」において、SDGsの達成に向けて消費者団体と連携するという記述があるが、私共の市では、消費者団体が非常に弱体化してきており、消費者団体としてのまとまった活動がなかなかしにくい。消費者団体の強化策を盛り込んでいただけるとよい。	現在、消費者団体と連携し、SDGsの達成に向けたエシカル消費の普及、消費者被害防止等をテーマとする地域での出前講座を、年間80回程度行っています。従来型の消費者団体は高齢化が進んでいますが、高齢者の視点から被害防止を呼びかけるなど、ネットワークを生かし、効果的な啓発を行っていただいているため、引き続き活動を支援します。また、生活協同組合との連携や適格消費者団体の設立支援など、新たな連携にも取り組みます。

9	事業者	食品のうち、特に健康食品については安全性の問題があって、非常に健康被害が出ている。多くはインターネット経由で購入しているということで、購入を控えるようにとまでは言えないが、食品の安全性は、人の健康に直接関わることなので、しっかりと指導、啓発をしていただきたい。	食品を原因とする健康被害の発生や、違反食品等の流通を防止するため、引き続き、食品製造施設、食品販売店等における監視指導や食品検査を実施して参ります。
10	事業者	先週、ある事業者から私の研究室に電話があったが、調べてみると、年配の方に電話をして、高価なものをだまして購入しているように思われた。そのような場合に、消費者が相談窓口で電話をしたとして、どこまで行ったら事業者を指導してくれるのか分からない。しっかりと指導していただきたい。	県では、県民生活センターで受付した相談情報のほか、市町等と連携して不当取引が疑われる相談情報を把握・確認し、違反の疑いがある場合には、業務改善を求めるなどの指導を行っています。今後も引き続き、適切な指導を行って参ります。
11	連携	大柱4「消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化」の活動指標に、「事業者への周知・啓発、出前講座の実施」を盛り込むことで、実効性あるものになっていくのではないかと思います。県のみではなく、様々な団体に協力していただきながら、事業者への啓発を図っていただければと思います。活動指標への盛り込みが難しいようなら、市町に消費者安全確保地域協議会を設置することになっているので、ここで地域の事業者団体との連携を図るように、推進していただきたい。	活動指標については、柱ごとに2本ずつ設定することとしており、事業者への教育・啓発については活動指標としておりませんが、今後、事業者団体等と連携し、事業者に対する研修の実施に取り組んで参ります。市町に設置する消費者安全確保地域協議会については、地域の高齢者等をよりきめ細やかに継続して見守るため、福祉分野の見守り者だけでなく、消費者団体、事業者団体、警察等、多様な主体が参画し、連携することができるよう、支援して参ります。
12	連携	「市町と連携し」という文言が多く出てくるが、市町の担当課はもちろんのこと、担当課以外も、消費に関する知識を持った担当者が必要である。基本計画については、各市町の担当課以外にも周知していただきたい。	基本計画案については、市町からも意見を聴取したうえで作成しています。今後、消費者行政推進連携協議会等で、改めて計画の趣旨説明を行うなど、市町の消費者行政担当課に対して計画を周知して参ります。また、消費者安全確保地域協議会の設置など、計画の推進に当たって担当課以外の協力が必要な場合には、丁寧な説明を行って参ります。

13	全般	<p>計画を策定するだけでなく、今後、この計画を、どのように県民の皆さんに周知、啓発していくかということも大切である。県民の皆さんに周知する工夫について、今後、お示しいただけたらよい。</p>	<p>基本計画案については、12月下旬にパブリックコメントを実施し、県民の意見を反映して策定します。 計画策定後は、県ホームページ等により県民に周知し、計画の推進に当たって連携・協力が必要な市町や団体に対しては、より丁寧な説明を行って参ります。</p>
14	全般	<p>基本計画がどんなに素晴らしくても、これから、事業者や消費者に周知されなければ、意味がない。 事業者や消費者への教育、啓発がとても大事になってくると考える。</p>	